

## 山形県公立大学法人学寮規程

平成21年4月1日規程第58号

改正 平成26年4月1日規程第69号

改正 平成31年4月1日規程第7号

改正 令和2年11月30日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立栄養大学則（平成26年学則第1号）第52条第2項及び山形県立米沢女子短期大学学則（平成21年学則第1号）第47条第2項の規定により寄宿舍（以下「学寮」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び性格)

第2条 学寮は、学生が勉学に適する環境において自主的に規律された共同生活を体験し、自己の人間形成に資するためのもので、山形県公立大学法人が設置する山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）の課外教育施設とする。

(位置及び定員)

第3条 学寮の所在地及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 所在地 山形県米沢市福田町二丁目3番170号

(2) 収容定員 120名（原則として、本学の2学年までに在学する女子に限る。）

(寮務主任等)

第4条 学寮に寮務職員として、寮務主任及び寮務を置くとともに必要に応じ寮務副主任を置く。

2 寮務主任は、本学の学長（以下「学長」という。）の監督を受け、学寮に関する担当事務を処理するとともに入寮生（以下「寮生」という。）の寮内での日常生活についての指導助言に当たる。

3 寮務副主任は、寮務主任を補佐し寮生の寮内での日常生活についての指導助言に当たる。

4 寮務は、寮生の寮内での日常生活について助言するとともに、学寮の管理業務に従事する。

5 寮務主任、寮務副主任及び寮務の選任は、本学教職員のうちから学長が命ずるものとする。

(入寮手続)

第5条 入寮を希望する学生は、保証人連署の入寮願（別記様式第1号）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の入寮願に基づき選考のうえ、入寮を許可する。

3 前項の入寮の選考は、入学時とする。ただし、欠員がある場合には、募集により、学年の中途においても入寮させることがある。

(入寮)

第6条 入寮の許可を受けた学生は直ちに、誓約書（別記様式第2号）を学長に提出し、指定された期間内に入寮しなければならない。

2 前項の規定に従わないとき又は入寮の選考に虚偽の申立てをしたことが判明したときは、当該入寮の許可を取り消すものとする。

(寄宿料)

第7条 寮生は、山形県公立大学法人授業料等徴収規程（平成21年規程第56号）第8条に規定する寄宿料を所定の期日までに納入しなければならない。

(食費等の負担)

第8条 食費その他生活に必要な光熱水費等（以下「食費等」という。）の経費は寮生の負担とする。

(施設保全の義務)

第9条 寮生は、次の各号に定める事項に誠実に従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室・共同施設その他の設備は、常に良好な状態で保全し、学長の許可なく工作を加えないこと。
- (3) 学寮内外の指定した場所以外に、学長の許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
- (4) 故意又は過失により施設及び設備を滅失、き損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費の全部又は一部を弁償すること。
- (5) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮の管理運営上の必要から行う本学の指示に従うとともに、積極的にこれに協力すること。

(共同生活の自主的規律)

第10条 寮生は、学寮における日常生活上の具体的な問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため寮生規約を作成することができる。

2 前項の寮生規約は、学長の承認を受けなければその効力を発しない。

(外出の制限)

第11条 寮生は、午後10時以後は原則として外出してはならない。ただし、寮務主任に外出届（別記様式第3号）を提出した場合はこの限りでない。

(外泊の制限)

第12条 寮生は原則として外泊してはならない。ただし、寮務主任に外泊届（別記様式第4号）を提出した場合はこの限りでない。

(帰郷)

第13条 帰郷しようとする寮生は、帰郷届（別記様式第5号）を寮務主任に提出しなければならない。

2 帰郷期間中前項の届に係る事項に変更を生じたときは、すみやかに寮務主任に連絡しなければならない。

(開寮期間)

第14条 学寮の開寮は、12月29日から翌年の1月3日までを除く期間とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、その期間の変更を行うことができる。

(在寮願)

第15条 寮生は、前条の開寮期間以外の期間に、特別の理由をもって在寮を希望するときは、在寮願（別記様式第6号）を学長に提出しその許可を受けなければならない。

(退寮手続)

第16条 退寮を希望する者は、事前に保証人連署の退寮願（別記様式第7号）を学長に提出しその承認を受けなければならない。

2 退寮にあっては、居室その他居室に附属する設備等について、学長の指定する職員の検査を受けなければならない。次条に基づく退寮においても同様とする。

(退寮処分)

第17条 学長は、寮生が次の各号の一に該当するときは、退寮を命ずることができる。

- (1) 疾病その他の事由により保健衛生上共同生活に適しないと認めるとき。
- (2) 休退学又は停学を命ぜられたとき。
- (3) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

(寮生以外者の宿泊)

第18条 学寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、寮生の家族が当該寮生を訪問した際等で特別の願い出があったときは、その事情により寮務主任は所定の条件を附して宿泊することを許可することができる。

(所掌事務)

第19条 学寮の管理運営に関する事務は、事務局が所掌する。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、学寮に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月30日から施行する。